

富士宮市小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

利子補給金交付申請の流れ

1 マル経融資実行後以下の書類を商工振興課へ提出してください。

事前提出書

支払額明細書の写し（融資実行後、日本政策金融公庫から送付されます。）

個人情報取扱に関する同意書

2 1 2 回目の利子支払後 3 0 日以内に、以下の書類を商工振興課へ提出してください。

< 1 回目の補助金交付申請 >

補助金交付申請書

利息支払証明書（日本政策金融公庫で発行）

支払済額明細書（日本政策金融公庫で発行）

市税完納証明書（市役所収納課で発行）

請求書

支払口座登録申請書（未登録者のみ）

※金融機関の証明印、または預金通帳の表紙及び名義がカタカナで表示されているページのコピーを添付してください。



補助金交付決定後、指定の口座へ補助金をお振込します。

3 2 4 回目の利子支払後 3 0 日以内に、以下の書類を商工振興課へ提出してください。

< 2 回目の補助金交付申請 >

補助金交付申請書

利息支払証明書（日本政策金融公庫で交付）

支払済額明細書（日本政策金融公庫で交付）

市税完納証明書（市役所収納課で発行）

請求書



補助金交付決定後、指定の口座へ補助金をお振込します。

（お問い合わせ先）

富士宮市商工振興課

知財戦略・商業係

TEL 0 5 4 4 - 2 2 - 1 2 9 5